

議員提出議案第7号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年 6月12日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

提出者 取手市議会議員 池田 慈

〃 〃 小池 悅子

〃 〃 加増充子

〃 〃 遠山智恵子

〃 〃 石井めぐみ

〃 〃 阿部洋子

〃 〃 斎藤久代

提案理由

議会及び委員会の欠席事由を明確にするとともに、議員自らが欠席事由を明確に議長又は委員長に届け出ることにより、説明責任を果たすため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
(欠席の届出) <p>第2条 議員は、<u>疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</u></p> <p>2 議員は、前項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく議長に文書により届け出なければならない。</p> <p>(欠席の届出) <p>第91条 委員は、<u>疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、委員会の会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに委員長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により事前に届け出ことができないときは、この限りでない。</u></p><p>2 委員は、前項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に文書により届け出なければならない。</p><p>(携帯品)</p><p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る</p></p>	(欠席の届出) <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出) <p>第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p><p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p><p>(携帯品)</p><p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る</p></p>

者(傍聴人を除く。)は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

付 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。